

(参考情報)台湾農業委員会公表情報

台湾農業委員会プレスリリース (2015年5月7日付け)

http://www.coa.gov.tw/show_news.php?cat=show_news&serial=coa_diamond_20150507194203

(仮訳)

金門県の牛農場における定期モニタリング検査において、初歩検査により、A型口蹄疫と疑われるウイルス核酸が検出。早期予防のため、当県からの偶蹄類動物及びその生鮮製品の輸入を一時停止。

行政院農業委員会（以下「農委会」）は7日、本会所属の家畜衛生試験所から通報を受け、金門県の牛農場において実施された定期モニタリング検査の初歩検査において、1頭の牛からA型口蹄疫として疑われるウイルス核酸が検出されたと説明した。今回、発生が疑われているA型口蹄疫は、これまで台湾において発生がなく、かつ異なる血清型の口蹄疫ワクチンも交差保護効果がないため、感染の発生及び蔓延防止のため、農委会は金門県からの偶蹄類動物及びその生鮮畜産物の輸入及び観光客による持ち込みを禁止し、拡散のルートを遮断する。同時に、本会は当日昼に、直ちに口蹄疫疫災緊急対応チームを設置し、陳主任委員が第1回目の会議を開催した。会議終了後、迅速に専門家を招き、金門県での流行状況調査を実施することにより、発生の原因及び由来を確認し、可能性のある原因に対して予防策を強化する。また、家畜衛生試験所は明日（8日）、口蹄疫分野の専門家を招集し、結果を確認する。同時に関連検体を国際獣疫事務局(OIE)の口蹄疫リファレンスラボラトリーに送付する。A型口蹄疫の感染農場として確認されれば、農場のすべて牛に対して直ちに殺処分を行い、徹底的に消毒するとともに、半径1km以内の偶蹄類動物（豚、牛、羊、鹿）の農場において検体を採取し、ウイルスに感染しているかどうかを確認する。

継続して全国で偶蹄類動物口蹄疫のモニタリング検査を実施し、直ちに警戒及び予防を実施

農委会の説明によれば、昨年全国（金門を含む）1,400戸の養豚農場、460戸の草食動物農場及び肉類市場において採集した40,000件の検体に対するモニタリング検査を実施した結果、口蹄疫の感染例は未検出であった。本年、金門県動植物防疫所（以下「金門防疫所」）がと畜場及び農場における口蹄疫の定期モニタリング検査を実施した結果、農科院及び家畜衛生試験所がそれぞれ4月17日と23日に、同じ農場の1頭と2頭の牛から口蹄疫非構造蛋白(NSP)抗体を検出し、金門防疫所は、4月17日に、直ちに当該農場の牛に対し移動制限を実施し、4月23日に再度の臨床検査及び15頭の牛の血清及び咽喉液の検体の検査を実施した。当該農場の牛の健康状況は良好であり、口蹄疫を疑う症状はない。家畜衛生試験所は5月1日に当該農場に対し、1頭の牛からNSP抗体が継続して検出されているということから、金門防疫所が5月2日に再度、当該NSP抗体検出牛

の検体を採取し、迅速に予防措置として殺処分と場内の消毒作業を実施した。当該牛の検体に対する初歩検査の結果、本日、A型口蹄疫として疑われるウイルス核酸が検出されており、家畜衛生試験所は現在ウイルス分離を実施している。

偶蹄類動物の飼養者に対して自主的に飼養動物の健康観察及び防疫措置を強化するよう喚起

農委会は、今回、金門県で発生が疑われているA型口蹄疫は、これまで台湾において発生がなく、かつ異なる血清型の口蹄疫ワクチンも交差保護効果がないため、偶蹄類動物の農家に対して決して油断することがないように呼びかけ、自主的に農場動物の健康状況を観察し、偶蹄類動物の口、鼻、蹄等に異常を発見した場合には、直ちに隔離し、家畜防疫機関に通報するよう依頼した。発生の状況を隠蔽した場合には、動物伝染病防治条例に基づき、5万元以上100万元以下の罰金が科せられ、殺処分した家畜に対する補償がされない。

(以下、省略)

〔本情報は、台湾農業委員会が、5月7日に公表した情報について、機械翻訳等に基づき仮訳を作成したもの。〕